

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊真駒内駐屯地
第 3 2 5 会計隊長 渡邊 敬明

一般競争について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得」、
「使用済車両売払い（仕様書番号 G V - Z 0 0 1 0 1 4）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

1 競争に付する事項

(1) 件名等

品 名	規 格	単位	数量
高機動車ほか 2 2 件売払い 別紙第 1 「内訳書」のとおり			

※ 本入札は使用済車両の売払いを目的とし、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 7 号）（以下「自動車リサイクル法」という。）第 3 1 条第 1 項に規定する全部再資源化を要する。

(2) 搬出場所

陸上自衛隊真駒内駐屯地

(3) 代金納入時期

代金の納付は、歳入徴収官の発行する納入告知書又は契約担当官の口頭告知により、指定された期日及び場所に納付するものとする。

(4) 搬出期限

代金納付の日から 5 日以内（令和 8 年 1 0 月 3 0 日までに搬出）

(5) 履行期限

搬出日から 3 ヶ月以内

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中「特別の理由がある場合」に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 8 年度有効の全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」の「A」、「B」又は「C」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙第 2 「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(6) 自動車リサイクル法第 4 2 条第 1 項に規定する引取業者の資格、同法第 5 3 条第 1 項に規定するフロン類回収業者の資格、同法第 6 0 条第 1 項に規定する解体業者の資格及び同法第 6 7 条第 1 項に規定する破砕業者の資格の 4 資格を有し、かつ自動車リサイクル法第 3 1 条第 1 項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体（以下「受託共同事業体」という。）に所属する自動車リサイクル法第 3 1 条第 1 項に規定する解体業者又は破砕業者（以下「全部再資源化事業者」という。）であること。

(7) 自動車リサイクル法第 3 1 条第 1 項に規定する全部再資源化により入札の公告日から過去 3 年間に 1 0 0 台以上の自動車を処分した実績を有する者であること。

(8) 過去の使用済車両売払い又は処分契約において、解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の状態でない者であること。

(9) 前各号によるほか、次項に示す事前提出書類による審査の合格者であること。

(10) 当該自動車の輸送を除き、再委託（旧「下請負」、以下「再委託」という。）は一切認めない。

3 事前提出書類及び審査

(1) 資格審査決定通知書（写）

(2) 引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業資格を証明できる書類（写）及び自らが受託共同事業体に所属する事業者であり、受託共同事業体を構成する事業者の一覧を示した書類

(3) 当該自動車の輸送・運搬を他業者に再委託させる者は、再委託させる者の産業廃棄物処

理法に基づく一般廃棄物又は産業廃棄物収集運搬業の許可を証明できる書類（写）及び再委託承認申請書を提出すること。なお、「再委託承認申請書」には再委託者の連絡先及び担当者名を記載すること。

- (4) 公告日から最近100台分の全部再資源化により処分した自動車の処理台数を示す書類
- (5) その他、官側が必要とする書類があった場合は、依頼の書類を提出すること。

- (6) 提出時期

令和8年8月21日（金）17時00分迄（仕様書に示す提出時期によらず、本公告の提出時期を適用する。）

- (7) 事前審査結果通知

令和8年8月25日（火）までに通知する。

4 再委託者の確認

- (1) 再委託承認申請の審査に当たっては、「再委託承認申請書」に再委託者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等が、当該承認申請書に記載された再委託者に電話等により確認し、確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない。
- (2) 契約担当官の電話等による確認期間は、審査結果通知日以前までとする。
- (3) 承認申請をする再委託者が入札参加者である場合、当該再委託を承認しない。

5 契約条項等を示す場所

契約条項並びに「入札及び契約心得」については、陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊に掲示するほか、北部方面会計隊ホームページにも掲載する。

6 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時

令和8年9月2日（水）09時00分

- (2) 場 所

陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊入札室

7 落札決定方式

- (1) 総額（税抜）が当隊所定の予定価格以上の最高額入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

8 入札書の記載要領等

- (1) 入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する消費税抜きの金額を入札書に記載すること。（消費税相当額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）
- (2) 品目ごとの金額の内訳を入札書に記載又は添付する。
- (3) 代表者以外の代理人による入札は、入札時に委任状を提出する。なお、郵便による入札の場合も同様とする。

9 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金

免除（ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約締結の手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）

- (2) 契約保証金

免除（ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。）

10 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者による入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者（委託された者も含む）の氏名及び連絡先が判別し難い場合又は記載がない入札書
- (4) 入札開始時刻に遅れた者及び本公告に示す期限を過ぎて到着した郵便による入札書
- (5) 電話、電報及びFAXによる入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

11 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき、標準契約書「不用物品売払契約条項」、別紙第3「談合等の不正行為に関する特約条項」、別紙第4「暴力団排除に関する特約条項」及び別紙第5「売払い物品の解体に関する特約条項」を付し、契約書を作成する。

12 現場説明会等

(1) 現場説明会は実施しない。

(2) 現物確認

ア 現物確認を希望する者は、事前調整の上、令和8年7月31日(金)08時30分から同年8月21日(金)16時30分までの間(休日及び祝日を除く。)において確認すること。(令和8年8月8日～令和8年8月16日の間は除く)

イ 調整先

陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊(担当:桑原)

電話 011-581-3191(内線)3342

13 履行後提出書類等

(1) 作業前、作業中、作業後の写真(各過程において車台番号が確認可能なもの)

(2) 前号において、車台番号の確認が不可能な場合は、当該売払い自動車をプレスに投入する直前から破砕及び圧縮されるところまでを途切れなく1つの動画で撮影したデータ

(3) 引渡証明書(写)

(4) 自動車リサイクル法第16条第4項に規定する解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報及び検収書(写)

14 違約金に関する事項

(1) 本件車両を転売して一般市場に流通させた場合又は部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収する。

(2) 前項に示す履行後提出書類等が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の100分10に相当する金額の違約金を徴収する。

15 その他

(1) 売払い自動車等の識別ができるよう、自動車等番号及び車台番号を付記する。

(2) 契約の成立時期については、契約書等に双方が記名押印したときとする。

(3) 郵便等入札

ア 郵便等による入札参加を推奨する。

イ 郵便等入札の要領等

(ア) 送付先

〒005-8543 北海道札幌市真駒内17

陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊 契約班

(イ) 送付期限

令和8年9月1日(火)17時00分(必着)

(ウ) 送付要領

入札書は、「高機動車売払いほか22件 入札書在中」と朱書きされた封筒の中に入れて封印し書留郵便又はメール便にて送付する。

(エ) 到着の確認

郵送等により入札を行う者は、発送した後、会計隊契約班担当者に到着の確認を行うものとする。

(4) 所有権移転の時期

第13項に示す提出書類等の提出が完了し、契約担当官が承認した時期とする。

(5) 売払自動車等の引取等

ア 所有権移転後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵(かし)等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

イ 売払自動車等の引取りに際しては、事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は、全て買受人の責任において処理すること。

ウ 売払自動車等の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。

エ 売払自動車等の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

(6) 入札当日において駐屯地は、会計隊契約班事務室、入札会場及び厚生センター以外の立入は認めない。やむを得ない事情が発生した場合は、事前に担当者に申し出をして了承を得ること。この際、必要に応じ官側は立会する。

なお、駐屯地への入門は、入札開始時刻の30分前からとし、入札執行場所には入札開始時刻の15分前から入室できる。

- (7) 入札に関する問合わせ先
陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊契約班(担当:桑原)
電 話 011-581-3191(内線3342)
FAX 011-581-2569
(令和8年8月8日から令和8年8月16日の間は電話対応不可とする)
- (8) 公告掲示場所
真駒内駐屯地第325会計隊
北部方面会計隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>)
- (9) 公告掲示期間
令和8年7月30日(木)～令和8年9月2日(水)

内 訳 書

番号	品 名	規 格	単位	数量	車台番号
1	高機動車	師団通信システム（DICS）用	EA	1	BXD10-0003322
2	高機動車	師団通信システム（DICS）用	EA	1	BXD10-0003622
3	高機動車	師団通信システム（DICS）用	EA	1	BXD10-0003623
4	高機動車	師団通信システム（DICS）用	EA	1	BXD10-0003624
5	高機動車	師団通信システム（DICS）用	EA	1	BXD10-0003625
6	高機動車	師団通信システム（DICS）用	EA	1	BXD10-0003626
7	高機動車	師団通信システム（DICS）用	EA	1	BXD10-0003628
8	高機動車	師団通信システム（DICS）用	EA	1	BXD10-0003629
9	高機動車	師団通信システム（DICS）用	EA	1	BXD10-0003630
1 0	高機動車	師団通信システム（DICS）用	EA	1	BXD10-0003634
1 1	高機動車	師団通信システム（DICS）用	EA	1	BXD10-0003635
1 2	高機動車	師団通信システム（DICS）用	EA	1	BXD10-0003652
1 3	高機動車	師団通信システム（DICS）用	EA	1	BXD10-0003653
1 4	高機動車	師団通信システム（DICS）用	EA	1	BXD10-0003654
1 5	高機動車	師団通信システム（DICS）用	EA	1	BXD10-0003655
1 6	高機動車	師団通信システム（DICS）用	EA	1	BXD10-0003657
1 7	高機動車	師団通信システム（DICS）用	EA	1	BXD10-0003658
1 8	高機動車	師団通信システム（DICS）用	EA	1	BXD10-0003659
1 9	高機動車	師団通信システム（DICS）用	EA	1	BXD10-0003660
2 0	高機動車	師団通信システム（DICS）用	EA	1	BXD10-0003662
2 1	高機動車	師団通信システム（DICS）用	EA	1	BXD10-0003663
2 2	高機動車	師団通信システム（DICS）用	EA	1	BXD10-0003668
2 3	高機動車	衛星単一通信可搬局装置	EA	1	XCD10-0001722
合 計					

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の再委託については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第 2 号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和 27 年法律第 172 号）第 2 条第 7 項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど (1) 又は (2) に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する特約条項

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を再委託者等（再委託者（再再委託以降の全ての再委託者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再委託者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再委託者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託者等との契約を解除し、又は再委託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再委託者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託者等との契約を解除せず、若しくは再委託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に対する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再委託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

売払い物品の解体に関する特約条項

甲（契約担当官）及び乙（契約相手方）は、売払い物品の解体に関し、次の特約条項を定める。

（総則）

第 1 条 乙は、次に掲げる売払い物品については、別に定める解体要領に基づき解体するものとする。

車台番号	品目	型式	単位	数量	備考
BXD10-0003322	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003622	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003623	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003624	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003625	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003626	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003628	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003629	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003630	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003634	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003635	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003652	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003653	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003654	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003655	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003657	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003658	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003659	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003660	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003662	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003663	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003668	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
XCD10-0001722	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003322	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003622	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003623	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003624	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003625	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003626	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003628	高機動車	師団通信システム DICS) 用	EA	1	第 1 1 後方支援隊
BXD10-0003629	高機動車	衛星単一通信可搬局装置	EA	1	第 1 1 後方支援隊

（契約金額の内訳）

第2条 前条に掲げる物品に係る契約金額は、〇〇円（消費税及び地方消費税込み）とし、本契約書本文に記載した契約金額の内訳とする。

（所有権の移転）

第3条 第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して必要な提出書類を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
使用済自動車（装輪車両）の売払い	G V - Z 0 0 1 0 1 4	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和8年3月5日
	変 更	
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済自動車の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

売払い自動車

不用の決定をした後、この契約の相手方に対し、当該自動車の全部を解体、プレス、せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すことを義務づけて売払いをする使用済自動車をいう。

1.2.3

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下、自動車リサイクル法という。）第73条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.4

解体・破碎

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破碎（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

全部再資源化

A S R（シュレッダーダスト）を生じさせない方法での再資源化であり、自動車メーカーなどが全部再資源化事業者（解体業者及び破碎業者）に委託し、合理的な解体などを行うことによって、解体自動車全部利用者（国内の電炉及び転炉業者）がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態にすることをいう。この制度によって、自動車メーカーなどは、預託金から全部再資源化事業者はその費用を支払うことが可能な制度である。

1.2.6

コンソーシアム

解体業者、プレス・せん断処理業者及び鉄鋼メーカーと必要に応じてそれらを取りまとめる商社などが加わり、自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体であり、同項の規定に

基づき、自動車製造業者等の審査を受けた上で全部再資源化の業務の実施に係る契約を締結し、経済産業大臣及び環境大臣から認定を受けた受託共同事業者をいう。

1.2.7

解体自動車全部利用者

自動車リサイクル法第16条第4項に規定する解体自動車全部利用者をいい、コンソーシアムに所属し、売払い自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する事業を国内において行う者をいう。

1.2.8

全部再資源化事業者

自動車リサイクル法第31条第1項に規定する解体業者又は破砕業者であり、コンソーシアムに所属し、合理的な解体等を行うことによって、解体自動車全部利用者がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態（スクラップ）にする事業を実施する解体業者又は破砕業者をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成14年政令第389号）

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27.3.5）別冊第1〕

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44.10.1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、自動車リサイクル法第42条第1項に規定する引取業者の資格、同法第53条第1項に規定するフロン類回収業者の資格、同法第60条第1項に規定する解体業者の資格及び同法第67条第1項に規定する破砕業者の資格を有し、かつコンソーシアムに所属する全部再資源化事業者であって、入札開始前までに自らがコンソーシアムに所属する事業者であり、コンソーシアムを構成する事業者の一覧を示した書類を提出し、官側の確認を受けた者でなければならない。
- b) 契約の相手方が所属するコンソーシアムを構成する各事業者は、過去の自衛隊専用自動車などの解体・破砕及び売払いなどに係る契約において、解体証明書、破砕証明書、その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者であってはならない。
- c) 契約の相手方は、自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去3年間に100台以上の自動車を処分した実績があり、入札開始前までに公告日か

ら最近100台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し、官側の確認を受けた者でなければならない。

- d) 契約の相手方は、売払い自動車を引取った後、フロン類及び指定回収物品を回収し、売払い自動車の全部を解体、プレス・せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すに当たり、当該自動車の輸送を除き、解体自動車全部利用者に引渡すまでの一切の業務について、下請負させることなく契約相手方において実施する。
- e) 契約の相手方は、エンジン、ドア、タイヤ及びホイール並びに荷台その他の囲いをもつ積載装置及びトラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に当該自動車と一体として装備する特別な装備についても、再利用不可能なように破碎及び圧縮などの処理を行うほか、部品の如何を問わず市場に流出してはならない。電線などの銅製品を取り外し、鉄鋼の材料としてのみ利用する目的で解体自動車全部利用者に引渡す。

なお、このために必要な機材、作業員などは、契約の相手方が用意する。

- f) 契約の相手方は、売払い自動車を解体する作業において、**表1**に示す作業前、作業中及び作業後の写真を撮影するとともに、売払い自動車の引渡しから3か月以内に作業前、作業中及び作業後の写真を官側に提出する。また、プレスに投入する直前からこれが破碎及び圧縮されるところまでを途切れなく1つの動画で撮影するものとする。

なお、動画撮影開始時からプレスに投入する直前までは常にボデー（ボンネット、キャビン前面及び左右ドア）に記載された車体番号が明瞭に確認可能とし、記録したデータは、5年以上保管するとともに、必要に応じて官側の指示によって提出する。この際、提出する写真及び動画はPDFデータ、DVDなどの自衛隊の情報保全に抵触しない記憶媒体とし、官側と調整をする。

- g) 官側は、**d)～f)**の実施状況について契約満了後も含め必要に応じて立ち入り調査を実施可能とし、契約の相手方は官側から立ち入り調査の実施を通知された場合、これを受け入れなければならない。

2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しの段階で、受領書を官側に提出する。

なお、売払い自動車の所有権は、**4.1**の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。

- b) 売払い自動車の引渡しの際に必要な機材、作業員などは、契約の相手方が用意する。
- c) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。
- d) 搬出・搬入は、官側が別途示す場所において行う。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い自動車に添付された自動車リサイクル券について自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として適正な処理手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い自動車について、**2.1**に示す作業を実施して、鉄鋼の原料として利用し、エンジン、ドア等部品の如何を問わず市場に流出させてはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は、契約担当官は、契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 売払い自動車の処理要領

売払い自動車の処理要領は次による。

- a) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しを受けた日から3か月以内に、**2.1**に示す処理を実施する。

- b) 契約の相手方は、解体自動車全部利用者への引渡しの完了後、**表1**に示す引渡証明書の写しを提出する。
- c) 契約の相手方は、売払い自動車の個体識別・管理を確実に実施し、解体自動車全部利用者に引渡した内容及びスクラップの量を**表1**に示す解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報及び検収書の写しの提出をもって報告する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**表1**による。

4.2 官側の支援

契約の相手方は、売払い自動車の処理の作業において、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は、安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、**4.2 b)**で貸出し又は閲覧した図面について、提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。
- c) コンソーシアム内で生じた問題、紛争などについては、契約の相手方の責任及び負担で解決する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、**GLT-CG-Z000001**の8.3による。

表1－提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	摘要	
1	引取業者として登録を示す書類	1	a)	入札開始前までに	自動車リサイクル法第42条第1項の登録を受けていることを示す書類	
2	自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去3年間に処分した自動車の処理台数を示す書類				検収伝票及び当該検収伝票に対応する自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報	
3	コンソーシアムを構成する事業者の一覧				経済産業省のホームページ上で公開されている事業者リスト	
4	誓約書			契約締結後速やかに	図1による。	
5	受領書			売払い自動車の引渡し時	GLT-CG-Z000001の図8による。	
6	細部実施要領書			契約締結後速やかに	図2による。	
7	作業前，作業中，作業後の写真			売払い自動車の引渡しから3か月以内	図3によるほか，自動車引受け時，重機などでの解体中及びスクラップ後の写真の3点とする。また，作業前及び作業中の写真には車台のボデー（ボンネット，キャビン前面及び左右ドア）に記載されている車台番号が視認可能な形で撮影する。	
8	引渡証明書の写し					売払い自動車の引渡しから解体自動車全部利用者への引渡しの完了までの物流において，この契約の履行に携わった全ての事業者間での引渡しを証する書面の写し
9	解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報					自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報
10	検収書の写し					解体自動車全部利用者によって発行されたスクラップの質量を示す証書
注 ^{a)} 提出先は，調達要領指定書によって指定する。						

誓約書

当社は、本仕様書で定められている提出書類を期日までに提出し、官からの立ち入り調査の要請があった場合は受け入れます。また、受領した売払い自動車を解体した際に生じた部品は再利用できないように破碎及び圧縮などの処理をし、部品の如何を問わず市場に流出させず、電線などの銅製品を取り外した上で、鉄鋼の原料としてのみ利用いたします。なお、本仕様書の内容に違反した場合は当該対処等に要した官側費用の全額を賠償する他、指名停止処分及び入札参加資格停止処分が行われても異議ありません。

年 月 日
株式会社
代表者名 (自 署)

図1－誓約書の様式

細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

〇〇 〇〇 殿

住 所

会社名

代表者名

件名：使用済自動車（装輪車両）の売払い

搬出場所：〇〇駐屯地

1 解体作業場所

2 引取り日（搬出日）

3 解体受け車種、車台番号及び両数

4 解体作業内容

5 破碎作業内容

図2－細部実施要領書の様式

1 作業前（自動車引き受け時）

車体に記載されている車台番号が視認可能な状態



2 作業中（重機などでの解体中）

車体に記載されている車台番号が視認可能な状態



3 作業後（スクラップ後）



図3ー作業前，作業中及び作業後の提出写真（一例）

調達要領指定書	調達要求番号	売払請求番号第6号(第11後方支援隊)		
	調達要求年月日	令和8年6月18日		
	作成部隊	第11後方支援隊		
	作成年月日	令和8年6月18日		
品名	使用済自動車(装輪車両)の売払い			
仕様書番号	GV-Z001014			
指定事項:				
1 品名・数量等				
連番	器名	規格	単位	数量
1	高機動車 (師団通信システム(DICS)用)	BXD10	EA	22
2	高機動車(衛星単一通信可搬局装置)	XCD10	EA	1
3		— 以下余白 —		
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
2 引渡場所及び解体場所				
(1) 引渡場所は、「陸上自衛隊 真駒内駐屯地」とする。				
(2) 解体場所は、「契約の相手方が指定する場所」とする。				
(3) 解体自動車保管場所は「契約の相手方が指定する場所」とする				
(4) 解体場所及び各保管場所への使用済車両の移動については契約の相手方が実施するものとする。				
3 官側の立ち会い				
引渡時に係の点検立会を実施する。				
4 完了検査の要領				
解体証明書及び破砕(又は溶解)証明書の確認をもって完了とする。				
5 書類提出先等				
〒005-8543 北海道札幌市真駒内17番				
陸上自衛隊真駒内駐屯地 第11後方支援隊(担当: 小熊)				
電話 011-581-3191(内線2846)				